

保護者 各位

浦添市教育委員会
教育長 當間 正和
(公印省略)

浦添市立学校における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の学校における
対応等について(お知らせ)

平素より、感染防止対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和5年4月 28 日付、教保第 172 号により沖縄県教育委員会教育長より通知があることを受け、本市においても下記のとおりとします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、感染症対策及び感染症法上の位置付け変更後の学校における対応等について、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本件については、添付の浦添市立学校における新型コロナウイルス感染症関連による「出席停止」等の判断基準について(令和5年5月8日一部変更・修正)を御確認くださいよう、よろしくお願いいたします。

記

1 浦添市立学校における新型コロナウイルス感染症関連による「出席停止」等の判断基準の変更・修正について

【本人】※令和5年3月9日時点からの変更箇所

- ① 本人の感染が判明した者(有症状の場合):期間(変更)
- ② 本人の感染が判明した者(無症状の場合):期間(変更)※検体採取は任意となります。
- ③ 同居の家族が陽性となった場合※濃厚接触者の特定は行わない:登校可(変更)
- ④ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる者(有症状):病欠(変更)
- ⑤ 保護者から感染の疑いがあるので休ませたいと相談がある場合:直ちに出席停止の対象となりません。
※(追加)学校へ本人や家庭の状況を連絡してください。相談の上、校長が判断します。
- ⑥ 登校後、発熱等の症状が見られる者:安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養する。
※(追加)医療機関の受診後、学校と連絡を取り合い、出席の取り扱いについて確認してください。

【学級等】※令和5年3月9日時点からの変更及び修正箇所

- ⑦ 同一学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合(修正):対応(変更)
- ⑧ 同一学年や学校全体で感染が広がっていると判断した場合(修正)

【同居の家族】

- ⑨ 同居家族に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合:登校可
※もし症状が見られ同居家族が、陽性となった場合:本人②の対応となる。

2 添付資料

- ・【保護者用】浦添市立学校における新型コロナウイルス感染症関連による「出席停止」等の判断基準について(令和5年5月8日一部変更・修正)

< 本件の問い合わせ >

浦添市教育委員会 学校教育課
TEL 098-876-1218(内線6560)